平成２０年（排）第５２号

排　除　命　令　書

東京都新宿区新宿三丁目１４番１号
株式会社伊勢丹
同代表者　代表取締役　武　藤　信　一

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社伊勢丹（以下主文において「伊勢丹」という。）は，同社の新宿店において一般消費者に販売した別表の「品番」欄記載の９品番に係るストールの取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，同表の「販売期間」欄記載の間当該商品の下げ札において行った，当該商品にカシミヤは用いられていないにもかかわらず，あたかも，当該商品の原材料としてカシミヤが５０パーセント用いられているかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　伊勢丹は，今後，前項記載の商品又はこれらと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

３　伊勢丹は，今後，第１項記載の商品又はこれらと同種の商品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはな

らない。

4　伊勢丹は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」という。）は，肩書地に本店を置き，百貨店業を営む事業者である。

2 (1) 伊勢丹は，別表の「販売期間」欄記載の間，インドに所在する事業者から輸入した，同表の「品番」欄記載の９品番に係るストール（以下「９品番のストール」という。）について，同社の新宿店において一般消費者に販売していた。

(2) 伊勢丹は，９品番のストールについて，自ら下げ札を取り付けているところ，当該下げ札の記載内容を自ら決定している。

(3) カシミヤは，カシミヤ山羊の毛であり，カシミヤを使用した商品は，その光沢や滑らかな触感，保温力に優れていること等から，一般に高級品として認識されている。

3　伊勢丹は，９品番のストールを一般消費者に販売するに当たり，別表の「販売期間」欄記載の間，当該商品の下げ札（別添写し）に「カシミヤ　５０％」と記載することにより，あたかも，当該商品の原材料としてカシミヤが５０パーセント用いられているかのように示す表示をしているが，実際には，当該商品の原材料にカシミヤは用いられていないものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，伊勢丹は，９品番のストールの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２０年１２月１０日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水

別表

品番	販売期間
ＶＳ３２２６	平成１９年１２月ころから平成２０年３月ころまで
ＶＳ３００５	平成１９年１２月ころから平成２０年５月ころまで
ＶＳ３１５７	及び同年６月ころから同年７月ころまで
ＶＳ３０９７	平成１９年１２月ころから平成２０年６月ころまで
ＶＳ３０９２	平成１９年１２月ころから平成２０年７月ころまで
ＶＳ３１６４	
ＶＳ３２２２	
ＶＳ３２３３Ｂ	平成２０年６月ころから同年７月ころまで
ＶＳ３２８１Ｂ	

別添写し

（表面）



（裏面）

